

氏名(国籍)	羅 聖 榮 (韓 国)
学位の種類	博 士 (言 語 学)
学位記番号	博 甲 第 1,447 号
学位授与年月日	平 成 8 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
審査研究科	文 芸 ・ 言 語 研 究 科
学位論文題目	日 本 語 と 韓 国 語 の モ ダ リ テ ィ の 対 照 研 究
主 査	筑波大学教授 Ph. D. 草 薙 裕
副 査	筑波大学教授 高 田 誠
副 査	筑波大学教授 博士(文学) 湯 澤 質 幸
副 査	筑波大学教授 Ph. D. 中 右 実
副 査	筑波大学教授 教育学博士 朴 聖 雨

## 論 文 の 要 旨

本論文は、話者の主観的態度が文法化された表現であるモダリティ（法情報）について日本語と韓国語を比較対照することを目的としている。モダリティとは、文において客観的な事実を述べる表現に対して、その事実が出現するかどうかを話者が推論する表現や、その事実の出現に対する話者の意見などを表す表現であるが、本研究では、日本語についていえば、「ようだ」、「らしい」など従来、助動詞とされているものに限らず、「なくてもいい」、「なければならない」のような複数の単語からなる表現も研究の対象にしている。

第1章では、モダリティの概念と枠組みの設定のために、日本語では中古（1975, 1979）、寺村（1982, 1984）、仁田（1989）、森山（1989）など、また韓国語では張京姫（1985）、高永根（1986）、徐正洙（1990）などのモダリティの先行研究を分析し、異言語間のモダリティの対照には特定の言語に依存した定義を用いることが出来ないことを指摘する。そして、Lions（1968）、Palmer（1986）などのモダリティの定義を検討し、モダリティを瞬間的現在の発話における話し手の意見、態度を表す心的態度で、非現実的な性質を持ったものと定義する。そして、対照分析のための枠組みとして、モダリティを事柄の真偽性に対する話し手の関与を表す「認識性モダリティ」と行為の性質に関して話し手がどのような意見や態度で関与するかにかかわる「拘束性モダリティ」に分けて、前者を、さらに、命題の構成に話し手が直接に関与する判断型と命題が他から得た言語的な情報で構成される伝聞型に分ける。

さらに、判断型を推量判断が話し手自身の内的知識または過去の経験による純粋判断型、客観的根拠が関与する根拠依存判断型に分ける。拘束性モダリティは判断の根拠に義務的必然性が関与する義務型、可能性に基づくものでその可能性に積極的な推奨型、消極的な許容型に分けている。

第2章では日本語の認識性モダリティに関する考察を行っている。まず、確かさをあらわす副詞との共起などから、「かもしれない」と「だろう」を純粋判断型に分類する。根拠依存判断型には様態の「しそうだ」、推定の「ようだ」、「らしい」、推論の「にちがいない」、「はずだ」を分類している。最後に伝聞型として「そうだ」、「という」を考察している。そして、結論として、命題構成への話者の関与、話者以外の客観的な根拠、話者の意志表現との共起の可能性、眼前の事象の実現切迫性、論理的な根拠の基準をそれぞれの表現が持つかどうかで、これらの表現の違いを明確にしている。

第3章では日本語の拘束性モダリティの考察を行う。行為の義務あるいは責任を話す話し手の心的態度としての、このモダリティを、「なければならない」と「なくてはならない」を実行の義務、「てはならない」と「てはいけない」を非実行の義務、「べきだ」を実行の当為、「べきではない」を非実行の当為、「ほうがいい」を実行の推奨、「ないほうがいい」を非実行の推奨、「てもいい」を実行の許容、「なくてもいい」を非実行の許容と分類することで、話し手の義務に対する主観が、行為を行うことに向けたものと、行わないことに向けられたものが常に共存し、体系をなしていることを示している。

第4章では韓国語の認識性のモダリティを分析し、「cito molunta」と「l keosita」, 「kessta」を純粹判断型、様態の「l keos kathta」と「l tushata」, 推定の「n keos kathta」, 「n tushata」, 「ka pota」, 「moyangita」, 推論の「e thullimeopsta」, 「theoita」などを根拠依存判断型として考察し、類似表現の違いを客観的あるいは主観的根拠、直接的あるいは間接的根拠などの基準を用いることで細かく分析している。

第5章では韓国語の拘束性モダリティを考察し、実行の義務、当為が「ya hanta」, 「ci anhumyeon antoenta」, 「yaci」などで、非実行の義務、当為が「ci anh～」, 「cu mal～」, 「seonun antoenta」などで、実行の推奨が「ke nasta」などで、非実行の推奨が「ci anhnun ke nasta」などで、実行の許容が「to toenta」などで、非実行の許容が「an to toenta」などで表されることを分析し、数多くある類似表現間の相違を根拠の種類、捕らえ方が主観的か客観的かなどいろいろの要因で説明している。

第6章では第2章の日本語と第4章の韓国語で分析した認識性モダリティの対照および第3章の日本語と第5章の韓国語で分析した拘束性モダリティの対照をそれぞれ行っている。第1章で設定したモダリティの枠組みを軸として、日本語と韓国語の表現の相違を細かく記述している。日本語と韓国語の主な違いに関しては、まず、認識性モダリティに関しては、推測を表す、「かもしれない」に対応する「cito molunta」が話し手の意志で決められる事柄に対する推測の場合「cito molukessta」の形が現れること、推量の「だろう」に対する韓国語の表現には内的根拠と外的根拠により表現が異なること、様態の「しそうだ」についても、韓国語では視覚的に捕らえた表現と話し手が内在的にもっている情報に基づいたものでは形が異なること、推定の「らしい」が伝聞の機能を含むのに対し、韓国語の推定の表現には伝聞が含まれないこと、など日本語と韓国語のモダリティの機能の違いを分析している。

次に、拘束性モダリティに関しては、当為を表す「べきだ」に対応する表現が韓国語にはなく、義務型がそれを兼ねていること、非実行の義務・当為をあらわす韓国語の表現が過去形になった場合、反事実を表すのに対し、日本語の「なければならなかった」のような表現は反事実を表すとは限らないこと、など、分析の結果を指摘している。

第7章では本研究の結論として、分析結果をまとめ、日本語と韓国語のモダリティの対照の結果を表にまとめている。

## 審 査 の 要 旨

言語主体の主観を表すモダリティの研究は近年非常に盛んに行われるようになった。しかし、言語が違えばその主観がいろいろ異なった表現で表されることを考えるとモダリティの対照研究はかなり困難なものである。その点、本研究で扱っている日本語と韓国語という非常に文法構造が似ている言語の間では対照研究が明確な形で現れる。にもかかわらずこの分野に先行研究がほとんどないのは、それだけ、この研究のむずかしさを示しているといえよう。

本研究は、対照研究に根本的に必要な、対照の枠組みを、先行研究の徹底的な検討により、しっかりおさえ、まず、日本語と韓国語をそれぞれ、豊富なデータを駆使し、単なる表現の解釈に留まらず、類似する表現を入れ換えてみたり、副詞の共起や、人称の違いなど、いろいろの観点から類似表現の相違を明らかにしようとしてい

る努力は十分評価できる。

また、実例文の豊富なこと、その解釈の的確なこと、外国人でありながら、日本語の分析力、表現力に優れていることから、筆者が日本語の研究に十分な能力があるとみとめられる。

ただ、本研究で明らかにされたモダリティの表現が日本語より韓国語の方がはるかに豊富であるのはなぜなのかという点に明確な説明があれば、特に二つの言語が文法構造で似通っているだけに、言語の普遍性、個別性に何らかの示唆を与えたのではないかと惜しまれる。

しかし、本論文は本来、韓国人の日本語学習者が日本語のモダリティを的確に学習するための応用言語学的研究をめざしていることを考えると、その目的は十分達しており、日本人が韓国語のモダリティを修得する際、示唆するところも多い上に、韓国語のモダリティ研究にも意義あるものであると判断する。

よって、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。